

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部変更に関する急決専決処分報告について

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年1月21日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成26年2月14日

大阪市長 橋 下 徹

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部を次のように変更する。

第6条中「に掲載して」を「への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により」に改め、同条ただし書中「事由により大阪市公報に掲載すること」を「事情で掲載等」に、「掲載に」を「掲載等に」に改める。

別表 1 土地の表中「268.77」を「765.39」に、

「

都島区中野町5丁目1番498	182.92
都島区中野町5丁目116番5	406.22
都島区中野町5丁目116番7	346.81

」

を

「

都島区中野町 5 丁目 1 番 498	592.06
---------------------	--------

」

に改める。

別表 2 建物の表中「、116番地 1 及び116番地 5」及び「、116番地 1 及び116番地 7」を削る。

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣の認可の日から施行する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款（抄）

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、大阪市公報に掲載して
への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」とい
行う。ただし、天災その他やむを得ない事由により大阪市公報に掲載することが
う。）により 事情で掲載等
できないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載 に代えることができる。
掲載等

別表（第21条関係）

1 土地

地 番	地 積 (㎡)
省 略	省 略
都島区中野町 5 丁目 1 番 472	<u>268.77</u> 765.39
省 略	省 略
都島区中野町 5 丁目 1 番 498	<u>182.92</u> 592.06
<u>都島区中野町 5 丁目 116 番 5</u>	<u>406.22</u>
<u>都島区中野町 5 丁目 116 番 7</u>	<u>346.81</u>
省 略	省 略

2 建物

施設名等		所 在	延べ面積(m ²)
大阪市立	省 略	省 略	省 略
総合医療 センター	医 師 宿 舎 A 棟・保育施設	都島区中野町 5 丁目 1 番地472、 <u>116番地 1 及び116番地 5</u>	省 略
	省 略	省 略	省 略
	医師宿舎 B 棟	都島区中野町 5 丁目 1 番地498、 <u>116番地 1 及び116番地 7</u>	省 略
	省 略	省 略	省 略
	省 略	省 略	省 略

備考 省 略

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略

地方独立行政法人法（抄）

(定 款)

第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 - 4 省 略